～常時５０人以上の労働者を使用する事業者の方へ～

安全管理者選任時研修開催のご案内

共催：(一社)名古屋南労働基準協会／名古屋東労働基準協会

安全管理者は、労働者数５０人以上を使用する一定の業種の事業場において、選任を義務付けられています。安全管理者の選任要件として、学歴・実務経験に加え、平成１８年１０月１日から「安全管理者選任時研修」を修了していることが必要になりました。

安全管理者選任時研修の必要性

1．労働安全衛生法第１１条第１項で、「事業者は、事業場ごとに、**厚生労働省令で定める資格を有する者のうち**から安全管理者を選任し、その者に安全に係る技術的事項を管理させなければならない」と定められています。

2．**労働安全衛生規則第５条第１項**（改正の概要）

・平成１８年１０月１日から、安全管理者は、**厚生労働大臣が定める研修（危険性・有害性等の調査に関する事項を含み９時間）を受けた者**の中から選任しなければなりません。

・平成１８年１０月１日において**安全管理者として選任された経験が２年未満**の方も、同日以降に安全管理者として選任されるためには、上記の研修を受ける必要があります。

・安全管理者選任報告の提出の際に**当該修了証の写しを添付**する必要があります。

対象者　安全管理者として選任予定の方

日　時　①２０２３年　７月　１２・１３日（水・木）　初　日 9：10～16：40
②２０２３年　９月　２０・２１日（水・木）　２日目 9：10～12：40

会　場　名古屋市工業研究所　４階第２会議室
熱田区六番三丁目４番４１号(地下鉄名港線「六番町」下車３番出口すぐ)

受講料　会員 17,800 円　　非会員　19,800 円（テキスト・資料・消費税含）

申込方法　下記申込書を Fax 願います。
ホームページ『名古屋東労働基準協会』から WEB 申込みも可能です。
〒467-0863　名古屋市瑞穂区牛巻町 8-9
名古屋東労働基準協会　℡052(882)3909　　Fax０５２(８８３)３５８６

支払方法　講習開始８営業日前までに現金または銀行振込にてお支払いください。

<振込先>
三菱ＵＦＪ銀行　堀田支店　普通　０６５６０２９　名古屋東労働基準協会
振込み手数料はご負担ください。

※ 講習開始７営業日前を過ぎますと、キャンセル・変更・受講料等の返金はできませんので、ご了承ください。
※ 講習会は直前でも受付できる場合があります。まずはお電話にてお問合せください。

安全管理者選任時研修申込書　どちらかに☑　□7/12・13　□9/20・21	
会社名　住所　〒 担当者所属・名前　Tel　Fax Mail	
受講者氏名（フリガナ） 生年月日　年　月　日	受講者氏名（フリガナ） 生年月日　年　月　日